

# 岬町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 岬町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月  
 ( 改 定 日 ) : (令和 8 年 3 月)

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年7月1日 (供用開始後 32年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用
処理区域内人口密度	2,644.06人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区(南大阪湾岸南部処理区)		
処理場数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始当初より流域下水道に接続		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金有 従量制有(使用料量により 11段階の料金設定)				
	区分	基本料金 (0m <sup>3</sup> 以上6m <sup>3</sup> まで)	超過料金		
			水量	1m <sup>3</sup> につき	
	一般汚水	414円	7m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> まで	92円	
			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	103円	
			21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	115円	
			31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> まで	126円	
			41m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> まで	138円	
			51m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> まで	161円	
			71m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで	184円	
			101m <sup>3</sup> 以上200m <sup>3</sup> まで	207円	
			201m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> まで	230円	
501m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> まで			276円		
1,001m <sup>3</sup> 以上	322円				
業務用使用料体系の概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の概要・考え方	浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条に規定する公衆浴場から排出される汚水をいう。				
	区分	基本料金 (0m <sup>3</sup> 以上6m <sup>3</sup> まで)	超過料金		
			水量	1m <sup>3</sup> につき	
浴場汚水	0円	0m <sup>3</sup> 以上200m <sup>3</sup> まで	26円		
		201m <sup>3</sup> 以上	27円		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	1,993円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	1,993円
	令和5年度	1,993円		令和5年度	1,993円
	令和6年度	1,993円		令和6年度	1,993円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	理事 1人 課長兼係長 1人 主幹兼係長 1人 係員 1人
事業運営組織	岬町都市整備部下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・汚水マンホールポンプ点検業務 ・下水道使用料の徴収事務(大阪広域水道企業団)
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表は別紙のとおり。

本町は、供用開始当初から、単独の汚水処理場を持たず、流域下水道での共同処理を行っているため、汚水処理原価は低く抑えられている。一方で経費回収率は69.15%(令和6年度末)と類似団体と比較して低い状況であり、今後も人口減少や物価高騰といった厳しい経営環境が予測される中、早急に経費回収率を向上させる必要がある。

## 2. 将来の事業環境

## (1) 町内人口の予測

## 【予測】岬町人口ビジョンより

令和7年度 13,436人

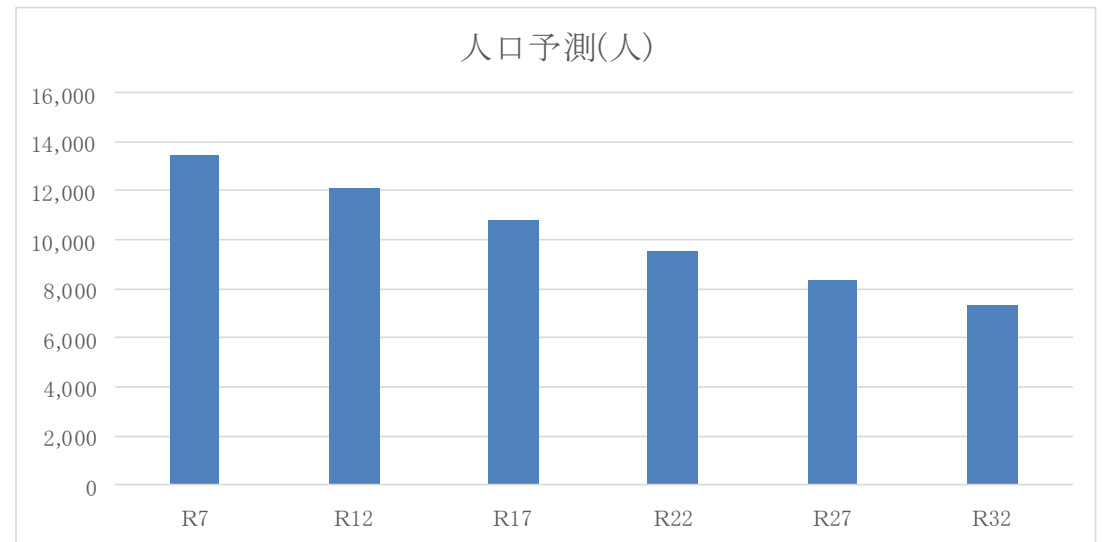
令和12年度 12,107人

令和17年度 10,813人

令和22年度 9,561人

令和27年度 8,379人

令和32年度 7,296人



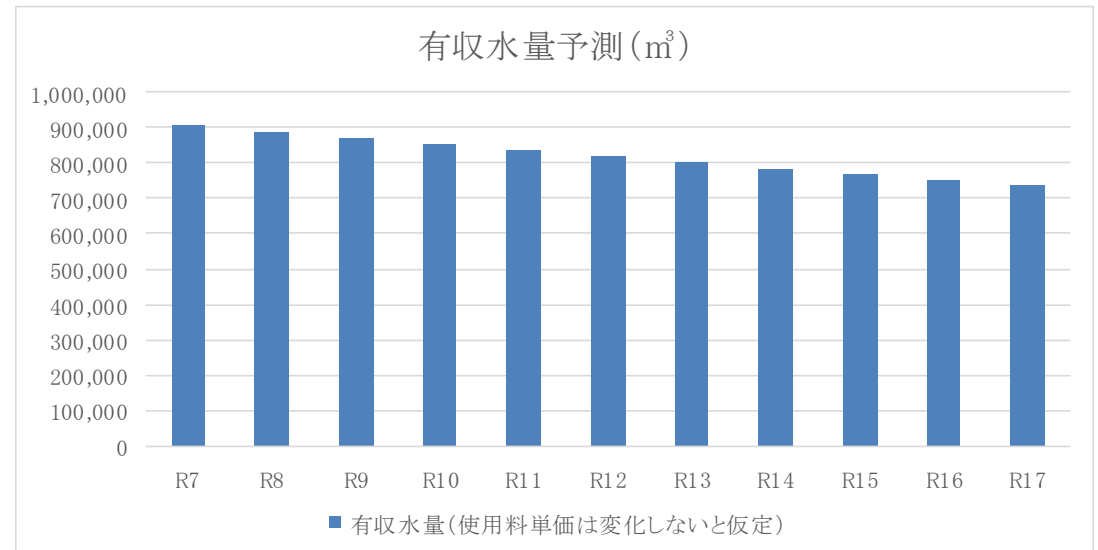
## (2) 有収水量の予測

【予測】町内人口の減少に伴い緩やかに減少していく見込み

令和7年度 905,780m<sup>3</sup>

令和12年度 819,662m<sup>3</sup>

令和17年度 735,722m<sup>3</sup>



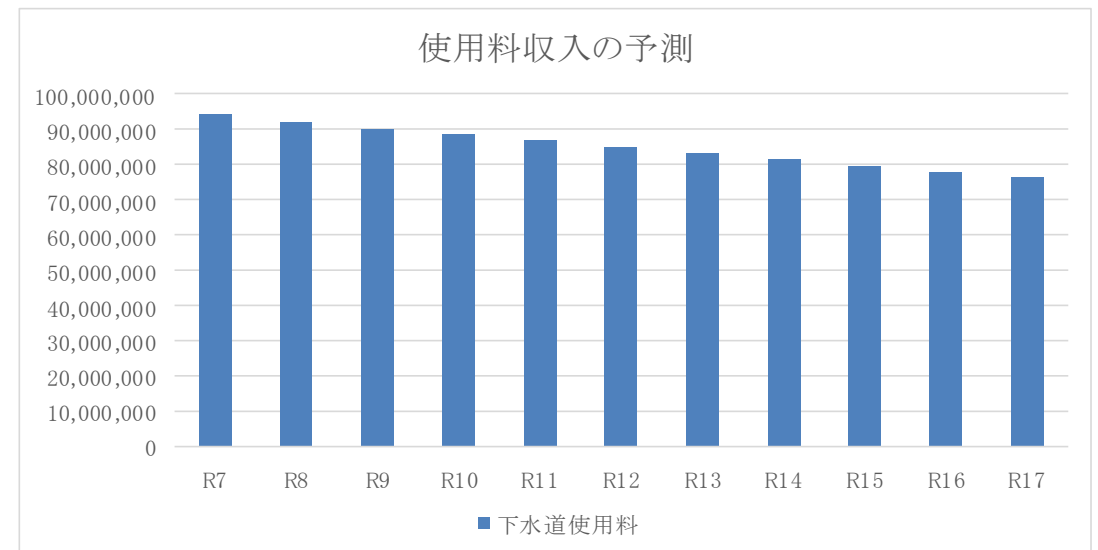
## (3) 使用料収入の見通し

【予測】人口や有収水量の減少により、使用料収入も減少する見込み

令和7年度 93,947,592円

令和12年度 85,015,383円

令和17年度 76,309,160円



#### (4) 施設の見通し

岬町所有の施設は、汚水管路施設約78km、マンホールポンプ46箇所があり、今後はこの下水道施設を適切に管理しながら、普及促進、改築事業、災害対応等を一体的に展開しなければならない。またこれらの施設の老朽化が懸念される所であり、今後も安定した下水道サービスを持続的に提供するため、計画的な修繕・改築などの対策を講じる必要がある。

#### (5) 組織の見通し

現状の組織体制を維持する見込みであるが、業務の効率化を継続的に目指し、適正な人員配置に努める。

### 3. 経営の基本方針

総合計画では、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち“みさき”」を将来像として定め、当町の下水道事業は、総合計画の施策の基本方針の1つである「安心・安全な暮らしを守る施策を進めます」に位置付けられています。

本経営戦略では、総合計画における将来像や基本方針を踏まえ、基本理念を「安全・安心で快適な暮らしと水環境を守る下水道」と決めました。この基本理念を実現するため、「安全・安心を守る」、「快適な暮らしを守る」、「水環境を守る」の3つを基本方針として決めました。

#### 1. 「安全・安心を守る」

下水道が有する汚水の収集・処理の機能を平常時はもとより、大規模災害時においても持続的に提供するために、老朽化した管渠等の適切な維持管理の推進に取り組みます。

#### 2. 「快適な暮らしを守る」

下水道は快適な生活を享受する上で不可欠な施設であるが、人口減少及び節水機器の普及等による使用料収入減少等により、経営環境は今後厳しくなると予想されます。このような環境変化を踏まえ、当町では、企業会計の導入や効率的な下水道整備を推進することにより、公共サービスとして持続的な経営が出来るように取り組みます。

#### 3. 「水環境を守る」

下水道は、その整備に伴い、トイレの水洗化率が向上し、公衆衛生が確保されるとともにこれら公共用水域の水質が改善されてきました。今後も、未普及地域での下水道整備や広報等による水洗化率の向上に取り組みます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	○投資の目標に関する事項 令和17年度末下水道人口普及率85%を目標とする。
---	---	---

- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
事業認可計画区域において、経費回収を念頭に置いた優先度により、整備を実施していく。
- 共同化・最適化に関する事項  
南大阪湾岸流域下水道と連携し、施設の建設及び維持管理を継続する。
- 投資の平準化に関する事項  
長寿命化計画やストックマネジメント計画により、投資額の平準化を図る。
- 防災・安全対策に関する事項  
危機管理担当部局と連携し、安心・安全の下水道事業を実施する。
- 公債費の元金償還額  
新規起債を抑制しており、減少傾向となっている。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	○財源の目標に関する事項 計画期間内における経常収支比率98%及び経費回収率70%の達成を目標とする。
---	---	--

- 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項  
人口減少に伴い使用料収入は減少する見通しである。計画期間内に使用料適正化の検討を実施予定。
- 企業債に関する事項  
これまで実施してきた新規起債の抑制を継続する。しかし、後年負担の効果等も得られるものであるため、財政当局と緊密に連携し、効果的な地方債の発行を検討していく。
- 資産の有効活用に関する事項  
ストックマネジメント計画や、長寿命化計画により、法定耐用年数より期間を長く設定した資産管理を行う。

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項  
最新の予算額を基準に算出を行っている。
- 動力費に関する事項  
最新の予算額を基準に算出を行っている。
- 修繕費に関する事項  
過去5年間における決算額の平均により算出を行っている。
- 委託費に関する事項  
最新の予算額を基準に算出を行っている。
- その他  
過去5年間における決算額の平均により算出を行っている。また、平均値が実態と乖離する場合は、最新の決算額及び予算額を基準に算出を行っている。
- 全般  
各費目について、物価上昇率及び賃金上昇率を加味して算出を行っている。

## (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

## ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	南大阪湾岸流域(南部)公共下水道として継続する。
投資の平準化に関する事項	下水道事業は、長期的な継続及びそれに伴う費用が必要なため、財源との整合が図られた中期的な維持管理計画等の策定を実施し、安全・安心な下水道サービスの利用ができるよう努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	予定していない。
その他の取組	なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>令和6年度から地方公営企業法の財務適用を実施し、経営の見える化を図っている。法適用による効果としてコストの分析ができ次第、使用料適正化に向けて見直しを検討する。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>現時点で活用できる資産はない。今後資産活用事例がある場合は検討する。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>投資的経費に充当する財源については、国庫補助金・企業債・受益者負担とともに、資産状況を把握し、下水道事業を継続的に経営できるよう、一般会計部局と緊密な連携を行う。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>民間活力の活用は、未検討であるが、近隣市町の情報を得ながら、検討体制の整備に務める。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>職員数については、今後の行政需要を踏まえながら、効率的な業務体制を構築し、適正な職員数の確保に努める。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>今後の更新に合わせて省エネ機器の導入等を検討し、動力費の抑制に努める。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>該当なし。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>定期的に調査・点検を実施し、効率的な修繕を実施することで、重大な故障等を未然に防ぎ、突発的な修繕費の抑制に努めてまいります。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>日々の業務の中で新たに委託できるものはないか検討し、事務の効率化、経費の削減に努める。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>水洗化率向上のため、広報等による取り組みに努める。</p>

## 5. 経費回収率向上に向けたロードマップ

		経営戦略計画期間										
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料	改定検討		←→					←→				
その他経営改善	接続促進	←→										
	経費削減	←→										
経営戦略	改定	←→					←→					←→
業績目標	経費回収率	66%	67%	64%	69%	69%	68%	68%	67%	72%	71%	70%
	経常収支比率	88.4%	95.9%	99.0%	99.0%	99.0%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.8%	98.8%

## 6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営戦略で試算した内容については、将来的に実績との間にある程度の乖離が発生することが想定されるほか、社会状況の変化等により、当初の見通しから大きく乖離することも考えられます。このため、経営戦略については、計画期間の中間点である令和12年度において検証を行い、見直し(ローリング)を行うこととします。また、毎年度の進捗管理(モニタリング)を行い、乖離が著しい場合には随時見直しを行います。</p>
---------------------	--

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

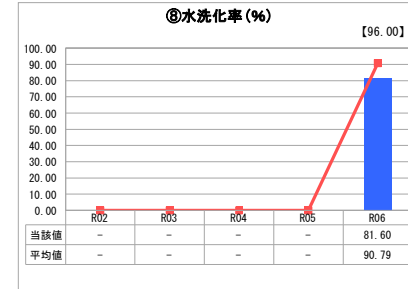
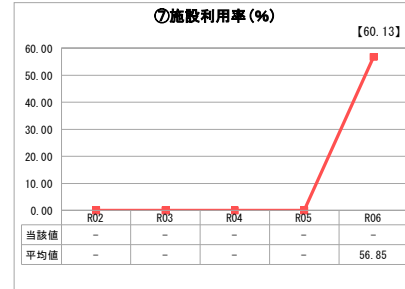
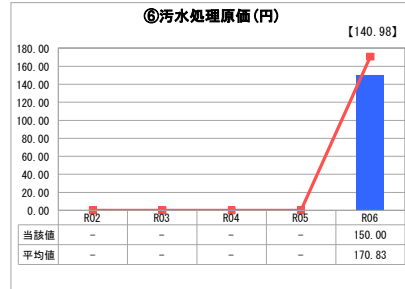
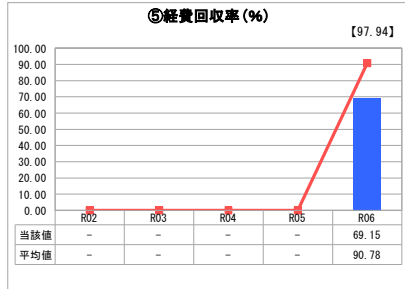
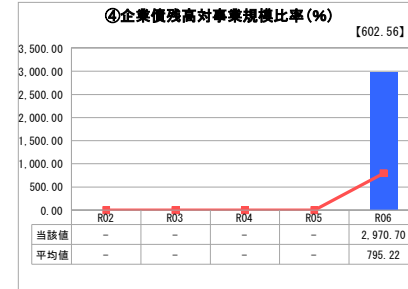
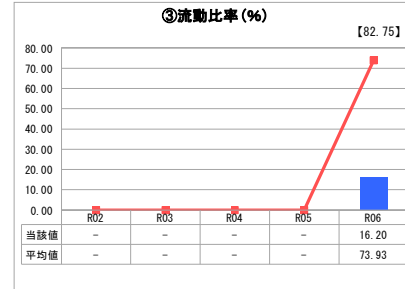
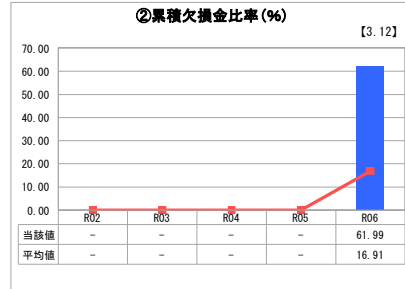
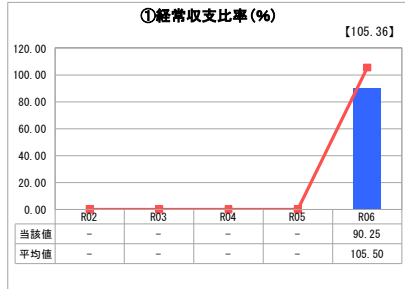
大阪府 堺町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	52.15	80.76	78.70	1,990

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
14,295	49.18	290.67
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
11,343	4.29	2,644.06

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

※令和6年度より地方公営企業法を一部適用したため、令和5年度以前の数値は表示されません。

①②約6,300万円の赤字（純損失）が発生したため、経常収支比率が100%を下回るとともに、累積欠損金比率が発生しています。これは、法適用以降に伴う特例的支出が大きかったこと、収益の主である下水道使用料も大阪府内でも低いため、費用の一部しか賄えていないからであり、不足分については一般会計からの繰入金に依存している状況です。

③④流動比率が類似団体平均値と比べて低く、企業債残高対事業規模比率が類似団体平均値と比べて高い理由は、下水道使用料が低く、現預金が少ないため。また、過去の下水道整備への投資や事業費を補うために借り入れた企業債残高が多く償還金も大きいためです。

⑤経費回収率は100%を下回っており、下水道使用料で汚水処理費を賄えていない状況です。本要因は、前述のとおり下水道使用料が低く、費用の一部しか賄えていないこと、また、地方公営企業法一部適用に伴い、算出数値の違いなどにより汚水処理原価が増加したことが考えられます。

⑥汚水処理原価については、一般会計より分立式下水道等に要する経費を受け入れているため、類似団体平均値よりも低い数値となっています。

⑦施設利用率は、単独処理場を設置していないため、当該値を計上していません。

⑧水洗化率については、類似団体平均値と比べて低いため、水洗便所改造資金補助金、融資あっせん及び利子補助制度等により水洗化率向上に努めています。

### 2. 老朽化の状況について

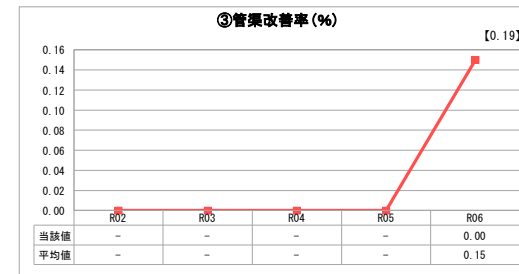
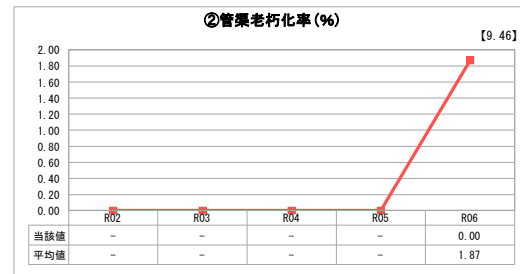
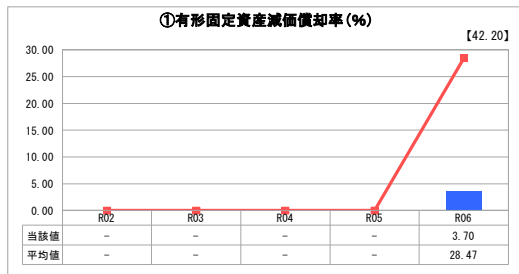
※令和6年度より地方公営企業法を一部適用したため、令和5年度以前の数値は表示されません。

①有形固定資産減価償却率については、地方公営企業法適用後初年度のため、類似団体平均値よりも低くなっています。

②本町では平成元年から下水道事業に着手しており現在までに布設した管渠について、老朽化している箇所は特に見られません。

③一部の引取管渠については、管更生等の補修を行っている箇所はあるが、微小なため数値は表示されません。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

本町の公共下水道事業は、令和6年度より地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行したが収支均衡を保つために移行後も一般会計からの繰入金に頼る状況にあります。今後は新たな財務諸表を通して経営状況を明確に把握できるようになるとともに、令和2年度に策定した「経営戦略」の改定も予定しており、これらに基づき、より計画的な建設・更新工事、下水道施設の効率的な維持管理、費用対効果を踏まえた経費の節減など経営の効率化に努め、繰入金に依存しすぎない健全な下水道経営を目指していきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)		(決算)	(決算)										
資本的収入	1. 企業債	209,200	226,300	161,700	117,700	100,600	87,300	118,600	111,300	97,200	91,200	81,100	68,800		
	うち資本費平準化債	183,400	173,800	107,000	67,800	50,100	36,300	67,100	59,200	44,600	38,100	27,400	14,600		
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金														
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金		19,400	19,965	26,882	27,150	27,421	27,694	27,970	28,249	28,531	28,815	29,103		
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	171	3,243	615	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	9. その他	22													
計 (A)	209,393	248,943	182,280	146,582	129,750	116,721	148,294	141,270	127,449	121,731	111,915	99,903			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
純計 (A)-(B) (C)	209,393	248,943	182,280	146,582	129,750	116,721	148,294	141,270	127,449	121,731	111,915	99,903			
資本的支出	1. 建設改良費	31,592	107,195	78,100	78,879	79,666	80,461	81,264	82,074	82,893	83,720	84,556	85,400		
	うち職員給与費														
	2. 企業債償還金	281,162	268,521	246,182	234,021	217,322	203,574	195,333	183,002	165,035	154,449	141,000	127,741		
	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他会計への支出金														
5. その他															
計 (D)	312,754	375,716	324,282	312,900	296,988	284,035	276,597	265,076	247,928	238,169	225,556	213,141			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	103,361	126,773	142,002	166,318	167,238	167,314	128,303	123,806	120,479	116,438	113,641	113,238			
補填財源	1. 損益勘定留保資金	101,083	119,087	136,773	161,773	162,646	162,674	123,614	119,069	115,693	111,603	108,755	108,301		
	2. 利益剰余金処分額														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	2,278	7,687	5,229	4,545	4,592	4,640	4,688	4,737	4,786	4,835	4,886	4,936		
計 (F)	103,361	126,774	142,002	166,318	167,238	167,314	128,302	123,806	120,479	116,438	113,641	113,237			
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 1						1							
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	2,827,900	2,785,679	2,701,197	2,584,876	2,468,154	2,351,880	2,275,147	2,203,445	2,135,611	2,072,362	2,012,462	1,953,521			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)		(決算)	(決算)										
収益的収支分		175,367	167,184	225,235	244,634	247,974	250,552	213,921	212,582	212,442	211,528	211,857	214,578		
	うち基準内繰入金	175,367	167,184	197,887	198,457	198,645	198,056	158,320	153,888	150,581	146,439	143,724	143,319		
	うち基準外繰入金			27,348	46,177	49,329	52,496	55,601	58,694	61,861	65,089	68,133	71,259		
資本的収支分	うち基準内繰入金														
	うち基準外繰入金														
合 計		175,367	167,184	225,235	244,634	247,974	250,552	213,921	212,582	212,442	211,528	211,857	214,578		